

千葉市公園施設長寿命化計画
(公園トイレ編)

令和6年8月

千葉県 千葉市

1 都市公園等整備状況

(令和6年3月31日時点)

管理対象都市公園等の数	管理対象都市公園等の面積	一人当たり都市公園等面積
1,406箇所	981ha	9.99㎡/人

2 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)(10箇年)

3 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	風致公園	動植物公園	歴史公園	広場公園	都市緑地	その他	計
113	65	10	2	2	1	3	3	7	20	226

② 選定理由

計画対象は、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」のうちトイレが設置されている都市公園のほか、これらと同様に本市が独自で管理しているトイレが設置されている市民の森などの緑地とする(ただし、長寿命化計画を別途策定している大規模公園は除く)。

4 計画対象公園施設

① 施設種類別対象施設数

園路 広場	修景	休養	遊戯	運動	教養	便益	管理	その他	合計
—	—	—	—	—	—	248	—	—	248

② これまでの維持管理状況

- ・施設の機能保全のため、市職員による清掃を概ね2回/週を実施してきた。
- ・市職員による定期的な点検とともに日常点検を随時行ってきた。
- ・施設が劣化した場合には、必要に応じて使用禁止措置を行い、適宜補修を実施してきた。

③ 選定理由

設置から30年以上経過したトイレが約半数を超え、施設の老朽化が顕在化している状況において、長寿命化対策により機能保全を図りながら、ライフサイクルコストの削減を実現するため、長寿命化計画策定済みの大規模公園を除く、全ての公園トイレを対象とした。

5 健全度を把握するための健全度調査結果の概要

健全度調査は、令和4年度（2022年度）及び平成30年度（2018年度）に実施した。調査結果では、健全度判定Aが16棟（6.5%）、健全度判定Bが166棟（66.9%）、健全度判定Cが63棟（25.4%）、健全度判定Dが3棟（1.2%）となった。早期の対応が必要な健全度判定C・Dの合計は全体の1/4を占めた。

6 日常的な維持管理に関する基本的方針

- ・施設の機能保全のため、令和6年度からは清掃頻度を増加し、概ね3回/週の清掃を実施する（ただし、利用頻度が相対的に少ない15人未満/日のところは2回/週）。
- ・市職員による定期的な点検とともに日常点検を随時行う。使用見込み期間を経過しているトイレは、特に入念に点検する。
- ・施設が劣化した場合には、必要に応じて使用禁止措置を行い、適宜補修を実施する。

7 公園施設の長寿命化のための基本方針

- ・対象とするトイレについては、全て予防保全型管理として取り扱う。
- ・予防保全型管理における使用見込み期間は、国土交通省の指針で示される期間とした。
- ・長寿命化対策は健全度に応じたタイミングで実施する。健全度判定Dの施設では更新を中心とし、健全度判定Cの施設では、補修または更新対策を行う。健全度判定AやBの施設では、15年・10年後の対策とする（日常点検で状態を確認し、必要に応じて対策を図る）。このほか、汲み取り式のトイレについては、地域の声を聴きつつ、基本的には更新を行わないものとする。
- ・予防保全型施設の健全度調査は、5年に1回実施することを基本とする。

8 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト削減額は89,930千円（単年度あたり8,993千円）である。